

## 歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和5年8月2日

独立行政法人水資源機構  
沼田総合管理所長 森合 正人

### 1. 目的

この歩掛参考見積募集は、沼田総合管理所で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

### 2. 参考見積書提出の資格

- (1) 独立行政法人水資源機構（以下「機構」といいます。）における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

### 3. 参考見積書の提出等

参考見積書は次に従い提出して下さい。

- (1) 参考見積書は見積項目毎に必要な技術者の人数を記載して提出して下さい。  
なお、参考見積書の様式は別紙「歩掛参考見積書様式」を参考に作成して下さい。
- (2) 提出期間  
令和5年8月9日(水)から令和5年8月22日(火)まで。  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時から17時まで。
- (3) 提出場所  
独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所長 森合 正人 宛  
【担当】総務課 廣瀬  
〒378-0051 群馬県沼田市上原町1682番地  
独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所  
TEL：0278-24-5711 FAX：0278-22-7565
- (4) 提出方法  
書面は、持参・郵送・FAX（社印があること）のいずれかにより提出するものとします。

#### 4. 参考見積内容

(1) 業務基本条件

別添「見積仕様書」のとおりとします。

(2) 業務費の構成と歩掛見積範囲

① 歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。

② 歩掛参考見積の募集範囲は基準書で定義されている直接費のうち、別添「見積仕様書」の見積項目を実施するために必要な技術者の人数を募集します。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和5年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

(4) 見積書有効期限

令和6年3月31日まで

#### 5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和5年8月2日(水)から令和5年8月4日(金)まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

(2) 提出場所：3.(3)に同じ

(3) 提出方法：3.(4)に同じ

#### 6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和5年8月8日(火)から令和5年8月22日(火)まで。

(2) 閲覧方法：当機構のホームページに掲載します。

#### 7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

大変恐縮ですが、参考見積提出者の負担とさせていただきます。

#### 8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

#### 9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことにより、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

－ 以 上 －

別紙

歩掛参考見積書様式

様式は参考です。変更していただいても構いませんが、以下の表中の見積項目・規格・単位・数量は変更しないようお願いします。

G N S S 堤体変位計測配置検討 歩掛見積

見 積 項 目	規 格	単 位	数 量	直 接 人 件 費 ( 設 計 技 術 者 )					摘 要
				主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技 術 員	
計 画 準 備		式	1	人	人	人	人	人	
現 地 踏 査		〃	1	人	人	人	人	人	
資 料 収 集 ・ 整 理		〃	1	人	人	人	人	人	
G N S S 計 測 点 ・ 基 準 点 配 置 検 討		〃	1	人	人	人	人	人	
G N S S 計 測 機 器 設 置 設 計		〃	1	人	人	人	人	人	
報 告 書 作 成		〃	1	人	人	人	人	人	

注1 : 諸経費(その他原価及び一般管理費等)及び消費税は含まないでください。

注2 : 国土交通省公表「令和5年度設計業務委託等技術者単価」を適用します。

注3 : 歩掛を記載してください。技術者の職種は設計業務を適用します。

別添

## 見積仕様書

件名 G N S S 堤体変位計測配置検討

### 第1節 業務概要

本業務は、奈良俣ダム管理の高度化・合理化を図ることを目的として導入しているG N S S 堤体変位自動計測システムのG N S S 計測点・基準点について、準拠基準による見直しを行うとともに、G N S S 計測点・基準点の計測機器の設置位置を再検討し、その設計を行うものである。

(1) 打合せ協議	1式
(2) 計画準備	1式
(3) 現地踏査	1式
(4) 資料収集・整理	1式
(5) G N S S 計測点・基準点配置検討	1式
(6) G N S S 計測機器設置設計	1式
(7) 報告書作成	1式

### 第2節 準拠基準等

本業務の実施にあたり、次の基準類によらなければならない。

- (1) フィルダムの変位計測に関するGPS利用マニュアル  
(平成26年12月 一般社団法人ダム工学会)

### 第3節 計画準備

共通仕様書第1章第12節に基づき、業務概要、業務実施方針、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成するものとする。

### 第4節 現地踏査

検討に必要な現地状況を把握するため現地踏査を行うものとする。現地踏査では、地形、地質、地物、植生、上空視界等の周辺条件の把握のほか、G N S S 自動変位計測システム等の設置位置について施工性・経済性・維持管理上の安全性等の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

### 第5節 資料収集・整理

本業務の遂行に必要な関連資料（準拠基準、土木及び設備等の設計・計画資料、既往の関連業務報告書、堤体外部変形測量結果等の堤体観測各種データ等）を収集し整理するものとする。

### 第6節 G N S S 計測点・基準点配置検討

#### 6-1 堤体変位計測点

ダム堤体における計測点の配置は、以下について検討し選定するものとする。

- (1)ダムにおいて重要であり、計測を行うべきと考えられる地点
- (2)設計・施工資料（基礎地盤の地形地質条件等）より、基礎地盤の留意点（基礎地盤地形の変化点、弱層等）により計測を行うべきと考えられる地点
- (3)耐震性能照査結果より、計測を行うべきと考えられる地点
- (4)外部変形計測結果等の評価より、計測を行うべきと考えられる地点
- (5)その他留意が必要な地点

#### 6-2 基準点

基準点の配置は、以下について検討し選定するものとする。

- (1)不動点
- (2)上空視界環境
- (3)地震時等における基準点の変動有無の確認方法
- (4)その他留意が必要な事項

### 第7節 GNSS計測機器設置設計

以下の検討項目を勘案したうえで、GNSS計測点及び基準点の計測機器設置に関する設計を行う。各種図面（位置図、配置平面図、配置断面図、機器設置構造図、システム構成図等）の作成を行うほか、各種数量計算書（工事数量総括表、材料計算書等）の作成、概算工事費の算出を行うものとする。

- (1)奈良俣ダム地点の気象等（気温、風、積雪、凍上等）
- (2)GNSSセンサーで計測したデータの伝送方法
- (3)GNSSセンサーを稼働させるための電力供給方法
- (4)GNSSセンサーの設置方法（支柱及び基礎等の構造計算を含む）

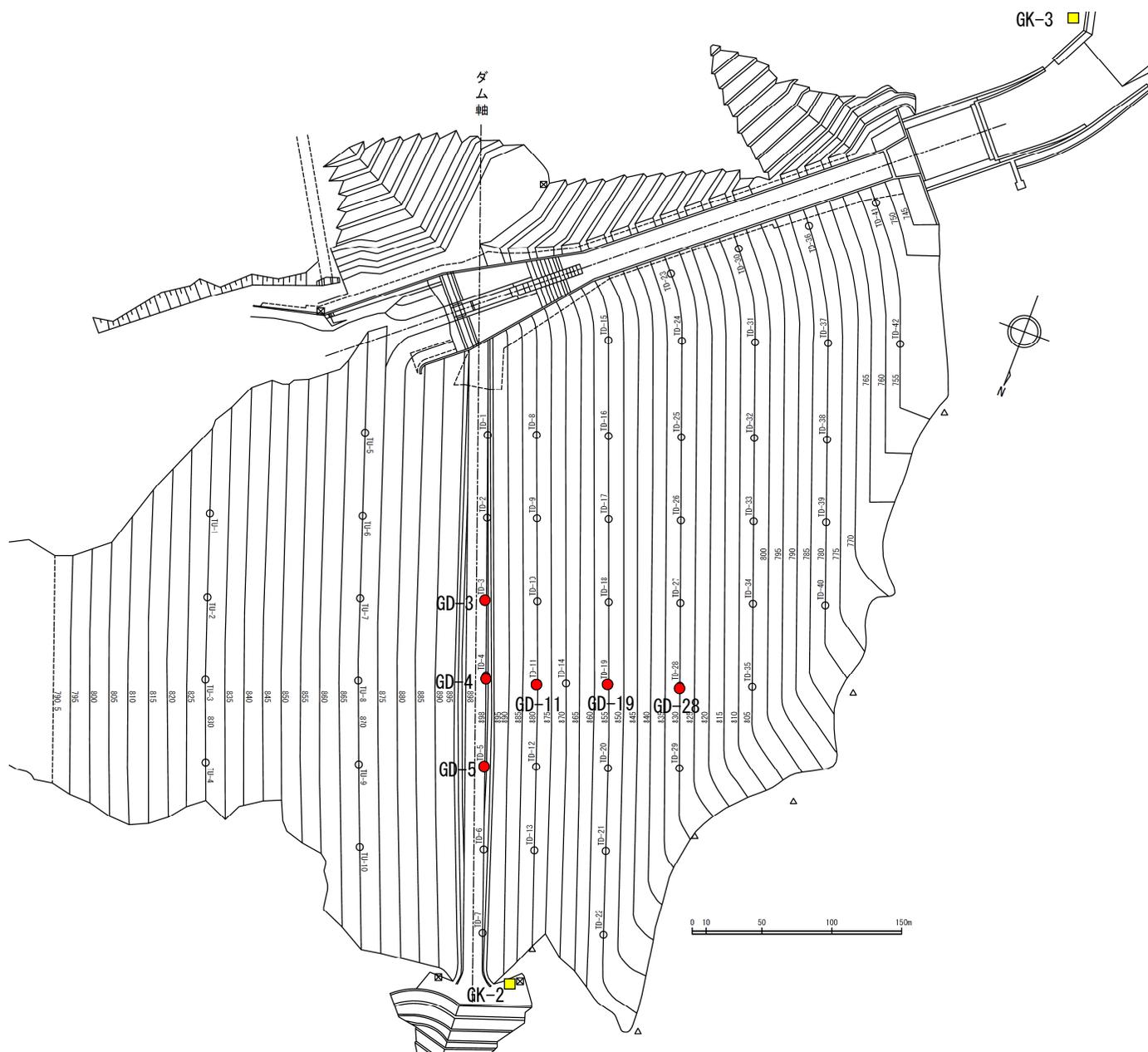
### 第8節 報告書作成

上記の検討結果等を取りまとめ、報告書として作成するとともに、検討業務成果概要書を作成するものとする。

－ 以 上 －

参考図 (GNSS配置現況図)

■  
GK-1  
(管理所敷地内)



凡例

- : GNSS計測点
- : GNSS基準点
- : 外部標的